



行政の焦点

コロナウイルスがアメリカ大陸を発見し持ち帰ったもので、文明社会に大きな影響を与えたものは、梅毒とたばこであると言われています。

たばこが日本に持ち込まれたのは、鉄砲伝来の後、ポルトガルの宣教師によつてと言われています。江戸時代には、火災防止と奢侈（しゃし）禁止の観点から、相次ぐ喫煙禁止令にも拘らず、たばこは庶民の生活の中に普及していきました。

たばこは万病の霊薬とする愛煙家と有害を主張する嫌煙家の対立は、ヨーロッパ伝来から続いています。今日、たば

この有害性は誰もが認めるところになっています。

受動喫煙の防止

よう必要な措置を講ずることとし、必要に応じて作業場内に喫煙場所を指定する等の喫煙対策を講ずること」としました。

また、同日、基発第329号労働基準局長通達において、◇「不快と感ずることのない」とは、浮遊粉じん等の存在が視覚、嗅覚等で意識される不快を感じない状態であり、換気が悪いと感じられる状態や臭気が不快と

平成8年2月21日付け基発第75号で、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が示され、これにより、非喫煙者の受動喫煙防止対策がより具体的に推進されることになりました。

平成14年8月2日に健康増進法が成立し、第25条で「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食

15年5月9日に改正され、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」は平成16年5月13日改正されました。

国内での受動喫煙防止対策の基盤整備が進んだことから、日本政府は平成16年に、世界保健機関（WHO）の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（通称「たばこ規制枠組条約」）を批准し、同条約は平成17年に発効しました。

平成4年7月1日に、労働省告示第59号「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」が示され、作業環境を快適な状態に維持管理するための措置のうち「空気環境」で、「屋内作業場では、空気環境における浮遊粉じんや臭気等について、労働者が不快と感ずることのないよう維持管理される

感じられる等の状態がないことをいうこと◇「必要に応じ」とは、たばこの煙または臭いに不快を感じている労働者がいる場合をいうこと◇喫煙対策としては、喫煙室や喫煙場所の設置、禁煙タイムの設定等があり、事業場の実態に応じて適切な対策がとられていることとし、非喫煙者の受動喫煙を防止するための措置が初めて示されました。

店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められました。

これを受け、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」は、平成

たばこ規制枠組条約の前文では、締約国は、公衆の健康を保護する自国の権利を優先させることを決意し、たばこの害の広がりが公衆の健康に深刻な影響を及ぼす世界的な問題であり、広範な国際協力が必要であることと認識し、特に、児童および青少年による喫煙およびたばこの消費が世界的規模で増大しており、喫煙の一層の低年齢化を

深く憂慮すると共に、危険な事態と受け止め、政策の決定および実施のすべての段階で女性の参加の必要性と性差に応じたたばこ規制のための戦略が必要なことに留意しなければならぬとしています。

第3条(目的)では、この条約および議定書は、たばこの使用およびたばこの煙にさらされることの広がりを継続的かつ実質的に減少させるため、締約国が自国において、地域的および国際的に実施するたばこ規制の措置の枠組みを提供し、たばこの消費およびたばこの煙にさらされることにより、健康、社会、環境および経済に及ぼす破壊的な影響から現在および将来の世代を保護することを目的としています。

第8条(たばこの煙にさらされることからの保護)では、締約国は、たばこの煙にさらされることにより死亡、疾病および障害を引き起こすこと

が科学的証拠に基づき明白に証明されていることを認識し、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所等で、たばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を、国内法の権限の範囲内で採択及び実施し、積極的に促進することとしています。

また、平成19年の第2回締約国会議では、「たばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を満場一致で採択しています。

同ガイドラインでは、たばこ煙にさらされることから保護するための効果的な対策としては、100%の無煙環境を作り出すため、特定の空間または環境から喫煙とたばこ煙を完全に排除しなければならず、たばこ煙にさらされることについては安全なレベルというものはなく、受動喫煙における毒性の閾値などの概念は、科学的証拠と矛盾

するため受け入れられないとしています。

平成23年12月2日に、労働者の安全と健康の一層の確保を図るため、労働者の精神的健康の保持増進のための措置を充実するとともに、職場における受動喫煙の防止のために必要な措置を強化する等の措置を講じること等を主な内容とした「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同日、第179回臨時国会に提出され、受動喫煙防止対策が労働安全衛生法に盛り込まれる筈でした。

法案は同国会では成立せず、平成24年1月24日に召集された第180回通常国会で継続審議されましたが、同国会は会期の途中で衆議院解散となり、廃案となりました。

受動喫煙防止に係る法案の内容は、事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、屋内作業場に

ついて、専ら喫煙のために利用されることを目的とする室(当該室からたばこの煙が漏れるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に合致するものに限る)を除き、喫煙を禁止することその他措置を講じなければならぬとするものでした(但し、飲食物の提供その他の役務の提供の事業であつて厚生労働省令で定めるものを行う事業者については、当分の間、適用しない)。

本年1月23日労働政策審議会に「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」で受動喫煙の防止について諮問し、2月4日に、「おおむね妥当と認める」との答申を受けました。

国会で廃案となった改正案は、措置を事業者に義務付けるものでしたが、今回の法律案要綱では、努力義務としています。

改正法案は、本年3月14日に、第186回通常国会に提出され、審議中

です。

5月31日は、「世界禁煙デー」です。

世界禁煙デーは、WHOが制定した禁煙を推進するための記念日です。日本では、5月31日から6月6日までを禁煙週間としています。

20世紀に、世界中でたばこにより命を奪われた人は1億人と言われ、適切な対策が講じられなければ、21世紀には10億人になると予想されています。また、職場の受動喫煙で、毎年20万人が死亡しているとも言われています。

たばこ規制枠組条約は170を超える国が締約しており、日本はその義務を果たしていかねばなりません。この機会に会員の皆様の職場におかれましても、100%の無煙環境を作り出すために、環境から喫煙とたばこ煙の完全な排除に向けて、対策を推進されま